

資料編 用語集



用 語		解 説
ア行	一般財源	歳入のうち、使い道があらかじめ決められていないもの（市税や地方交付税など）。一方、使い道があらかじめ指定されているもの（国・県からの補助金など）を「特定財源」という。
	インフラ長寿命化基本計画	国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業（メンテナンス産業）の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が平成 25（2013）年 11 月に策定。
カ行	元利償還額	地方債などの借入金に係る返済額（元金と利子）。
	義務的経費	地方自治体の歳出をその性質に応じて分類した性質別経費のうち、人件費、扶助費、公債費の合計のこと。義務的経費は、経常的に歳出が義務付けられ、あるいは任意に削減することができない経費とされ、歳出に占めるこの割合が高くなると、財政構造の硬直化を招くおそれがある。
	公共建築物の複合化・集約化	複合化は、複数の異なる目的の施設を 1 つの建物にまとめること。また、集約化は、例えば同種の機能を有する建物が 2 つあった場合、どちらかを削減し、その機能を 1 つの建物にまとめること。
	公共施設	本書では、いわゆるハコモノといわれる公共建築物と道路・上下水道等のインフラ施設を総称して「公共施設」としている。これは、国が定義している「公共施設等」に該当する。
	合計特殊出生率	出生率を計算する際に分母となる人口を、出産可能年齢（15～49 歳）の女性に限定し、各年齢の出生率を足し合わせ、1 人の女性が生涯に何人の子どもを産むのかを推計したもの。
	公債費	借り入れた地方債の元利償還金など。
	公有財産	公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産。
サ行	子ども・子育て関連 3 法	幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のこと。平成 24（2012）年 8 月に可決・成立。
	指定管理者制度	地方自治法が改正され指定管理者制度が制定されるまで、市の公の施設の管理は、市が直接行うほか、管理委託制度に基づき、市の出資法人、公共団体及び公共的団体だけにしか委託できなかった。 平成 15（2003）年 6 月の地方自治法の改正（同年 9 月 2 日施行）により、管理委託制度が廃止され、指定管理者制度が創設されたことにより、市の出資法人等のほか、民間事業者や NPO 法人等の団体も、公の施設の管理を代行することが可能となり、公共サービスの向上と経費の縮減を同時に実現する方策として期待されている。

用語		解説
サ行	資本的収支	新たな水道施設の整備や既存施設の改良のために必要な費用とその財源で、主な収入は国等からの借入金や工事負担金。
	収益的収支	水道水をつくり、それを利用者へ送り届けるための費用（事業費）とその財源（事業収益）で、主な収入は利用者からの水道料金。
	新耐震基準	昭和 56（1981）年の建築基準法（施行令）の改正により、現行の新耐震基準が施行された。新耐震基準の建築物は震度 6 強程度の地震でも倒壊しない耐震性能と言われており、昭和 56（1981）年 6 月 1 日以降に建築確認を受けた建築物に対して新耐震基準が適用されている。
	生残率	ある年齢（X 歳）の人口が、5 年後の年齢（X + 5 歳）になるまで生き残る確率。
タ行	第一種住居地域	市街地の大枠を定め、それぞれの目的に応じて建築できる建物の種類や規模が決められている地域地区のうち、必要な便利施設の立地を認める中高層を含む住宅の環境保護のための地域。
	第一種中高層住居専用地域	地域地区のうち、大規模な店舗、事務所の立地を制限する住宅のための地域。
	地域包括ケア	高齢者が重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援の各種サービスを一体的に提供すること。
	地方公営企業	地方自治体が経営する企業のうち、地方公営企業法が適用される事業をいう。地方公営企業は経済性を発揮しながら、公共の福祉を増進することを経営の基本原則とし、その経費は経営に伴う収入をもって充てることとされている。
ナ行	ネーミングライツ	市が所有する施設等の名称に、企業名や商品名等の愛称を付与することができる権利（命名権）のこと。市は、その命名権者（ネーミングライツ・パートナー）から対価を得て、施設の維持管理や利用者のサービス向上に充てることができる。
ハ行	標準財政規模	地方公共団体が標準的な行政活動を行う上で必要となる一般財源の規模であり、標準税収入額等（地方交付税法に基づき一定の算式で算出された税収入総額）に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加えたもの。
	扶助費	社会保障の制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障害者等に対して行っている様々な支援に係る経費。
	普通建設事業費	公共建築物やインフラ施設（上水道及び下水道の一部を除く）の整備や、公共事業のための用地取得や土地区画整理等の都市基盤整備に投じた経費のこと。
	普通財産	行政財産以外の公有財産。行政財産と異なり、直接的に行政執行上の手段として使用されるものではなく、主として「経済的価値の発揮」を目的としている。
マ行	まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン	我が国が直面する人口減少克服・地方創生という構造的な課題の解決に向けて推進すべき個別施策を対象に、短期・中長期の工程表を示した計画であり、平成 26（2014）年 12 月に政府が策定。

用 語		解 説
ラ行	ライフサイクルコスト	公共施設に係る生涯コストのことであり、施設の企画・設計費、建設費などの初期投資（イニシャルコスト）と、保全費、修繕・改善費、運用費などの運営管理費（ランニングコスト）及び解体処分までの「施設の生涯に必要な総費用」のことを意味する。
	予防保全型の維持管理	施設の状態を定期的に点検し、致命的な欠陥が生じる前に速やかな対策を講じることで、修繕に必要な経費を最小限に食い止めながら、施設の寿命を延ばし、ライフサイクルコストを削減するための維持管理手法。

－和光市公共施設白書－

平成 27 年 3 月

編集・発行：和光市総務部総務課資産戦略担当

〒351-0192

埼玉県和光市広沢 1 - 5

TEL 048-424-9093 (直通)

FAX 048-464-1234